

計画期間

平成22年度～平成32年度

山梨県酪農・肉用牛生産近代化計画書

平成24年3月

山梨県

目 次

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針	1
II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標	9
1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標	9
2 肉用牛の飼養頭数の目標	9
III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標	10
1 酪農経営方式	10
2 肉用牛経営方式	11
IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項	15
1 乳牛	15
2 肉用牛	16
V 飼料の自給率の向上に関する事項	18
1 飼料需要見込量	18
2 飼料給与	19
3 飼料供給計画	20
4 飼料基盤の確保等	21
VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項	22
1 集送乳の合理化	22
2 乳業の合理化等	22
3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化	23

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する基本的な指針

1. 本県における酪農及び肉用牛生産の役割・機能

(1) 酪農及び肉用牛生産は、人間の食用とならない粗飼料等をもとに、安全な牛肉や牛乳・乳製品を供給することにより、日々の食生活を豊かにするおいしさを与えてくれるとともに、県民の食生活に不可欠なたんぱく質やカルシウムをはじめ様々な栄養素を供給するという重要な役割・機能を果たしている。

(2) 地域資源の活用による地域の活性化、機能強化

酪農及び肉用牛生産は、生乳や肉用牛の加工、流通等の関連産業の裾野が広く、本県経済を活性化させ、地域における雇用の創出につながるなどの効果を果たしている。また、厳しい気候条件等から牧草以外の作物の栽培が困難な地域においては酪農及び肉用牛生産は地域の主要な産業となっている。

(3) 県土の保全等の多面的機能

酪農及び肉用牛生産は、自然環境の保全、良好な景観の形成等の機能を有するほか、飼料作物の生産による耕作放棄地の発生の防止や放牧によるその有効活用等、県土の保全に寄与している。

(4) 資源循環

酪農及び肉用牛生産においては、家畜排せつ物を適正に管理し、たい肥として自給飼料の生産に利用することで、「土・草・牛」を通じた資源循環を図りつつ、生乳や牛肉といった畜産物を生産することができるとともに、たい肥は県内果樹生産をはじめ土地利用型農業においても、有機質肥料として不可欠であることから、酪農及び肉用牛生産は耕畜連携による資源循環を通じ、県内における土地利用型農業においての重要な役割を担っている。

2. 畜産・酪農所得補償制度の導入

(1) 畜産・酪農所得補償制度

畜産・酪農所得補償制度については、酪農及び肉用牛生産等の特性を十分に踏まえつつ、現行の対策や新たな仕組みの実施状況を踏まえながら、新たな所得補償制度を国が示した場合は、県内の酪農及び肉用牛生産現場の意見を十分に聴き、対応を進める。

(2) 畜産経営を支援するための金融措置

また、畜産経営を支援するための金融措置として、意欲ある酪農及び肉用牛経営の多様な資金調達のニーズに応えていくことや、経営改善のための経営及び技術指導を行うとともに負債の借換え措置に対応していく。

(3) 機動的な対応

口蹄疫やBSE、高病原性鳥インフルエンザ等の発生、飼料価格の高騰や激しい価格変動等に対しては、緊急かつ機動的な対応を行なうこととする。

3. 6次産業化の取組等による持続可能な酪農及び肉用牛生産への転換

(1) 生産から加工・販売までを取り込んだ6次産業化の取組等による酪農及び肉用牛経営の所得向上

小規模な家族経営を含む様々な意欲ある酪農及び肉用牛経営が、所得の増大を目指して加工や直接販売等に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する6次産業化の取組を支援することで、生産・加工販売の一体化による付加価値の向上を推進していく。また、畜産経営と食品加工業や流通業等との連携を支援していく。

既に6次産業化に取り組んでいる経営については、新たな加工品の開発やPR、販路拡大等に支援を行っていく。

(2) 需要に即した生産の推進と販売・出口戦略の構築

県産畜産物の県内外での販路拡大を推進していくとともに、消費者のニーズ等の需要をきめ細かく把握し、潜在的な需要を発掘するとともに、それらを踏まえた生産の推進を図っていく。

特に肉用牛については、霜降り牛肉だけでなく、健康志向により脂肪交雑がない牛肉に対する嗜好も増えていることから、「甲州牛」や「甲州ワインビーフ」など、それぞれのブランドの特徴を活かした販路拡大を推進していく。また、アジアを中心とした地域に対する輸出について、食肉関係団体等と連携して販路開拓を推進する。

(3) 酪農及び肉用牛生産における多様な経営の育成・確保

① 酪農及び肉用牛生産における多様な経営の確保

今後の本県の酪農及び肉用牛の生産基盤を維持していくためには、小規模な家族経営を含む様々な意欲ある経営を育成・確保していくことが必要である。このため、地域の特性等それぞれ置かれた環境を踏まえた多様な経営の取組みを支援し、経営体質の強化を推進していく。

また、酪農及び肉用牛生産を営む者が減少する中、県内の生産基盤を維持するため、酪農ヘルパーなどを活用した後継者や新規就農者の確保に向けた取組みを推進していく。

② 支援組織による技術・経営能力の向上

地域における飼料作物等の栽培・確保の状況や個人、法人といった経営形態等の条件に応じて多様な経営を育成するためには畜産コンサルタント等による各経営へのきめ細かい指導を行う体制を作っていくとともに、酪農ヘルパー、コントラクター等の生産支援組織の育成、公共牧場の機能強化を進めていく。また、酪農及び肉用牛生産において必要な繁殖業務等様々な技術支援を行う団体や民間機関の技術職員の確保やその技術向上に対する支援を行っていく。

③ 女性が活躍しやすい環境の整備

酪農及び肉用牛経営において重要な役割を占めている女性が経営や地域社会へ参画しやすい環境の整備や、加工や販売等に進出する女性の取組を推進していく。

(4) 酪農及び肉用牛経営におけるコスト低減・省力化

飼養管理技術等の高度化や自給飼料中心の給与体系への転換により、生産コストの低減や省力化を進める。そのため、コントラクターや公共牧場の活用を推進する

とともに、試験場や普及センター、家畜保健衛生所等指導組織との情報交換や技術指導のネットワークづくりを進めていく。

酪農においては、飼養規模や飼養管理方式（フリーストール（フリーバーン）・ミルキングパーラー方式、スタンチョン方式）に応じて、自動給餌機のほか、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置等の新しい飼養管理技術の活用により生産コストの低減や省力化を推進する。

肉用牛生産においては、繁殖雌牛の妊娠ステージに応じた適正な栄養管理、適度な運動、確実な発情の発見による適期授精を通じ1年1産の実現や生産された子牛の事故率低下に努めるとともに、肉用牛肥育においては、できるだけ早期から個体の能力に応じた効果的な肥育に努め、肥育期間の短縮を一層推進する。

また、輸入濃厚飼料中心の給与から自給飼料中心の飼料給与体系への転換や未利用資源の一層の活用を進めていくため、適切な飼料設計と飼養管理技術の普及を図っていく。

生産コストの低減や省力化に当たっては、飼養規模の拡大による1頭当たりの労働費の低減も手段となることから、個々の経営形態に応じた取組を支援する。

（5）家畜改良や畜産新技術の開発・普及等による生産性の向上

① 家畜改良の推進

家畜改良は、家畜の生産性と畜産物の品質を向上させるための基礎となるものであり、畜産物の安定供給と酪農及び肉用牛生産の健全な発展を図っていく上で極めて重要であるため、組織的かつ計画的に推進していく。

また、改良手法に係る新技術の活用に努め、より効率的な家畜改良を推進していく。

② 牛群検定の普及促進

乳牛については、自己飼養牛の生産能力水準を知ることが重要であり、泌乳量等個体の能力に見合った飼料給与や健康管理が必要である。給与飼料の成分や栄養価の把握とともに、牛群検定等のデータを活用し、適切な飼養管理、繁殖管理、乳質管理及び牛群改良（乳牛の選抜淘汰、更新牛の確保）により生産性の向上を図っていく。

③ 乳牛の連産性等生涯生産性の向上

乳牛の改良については、乳量向上を基本としつつ、泌乳持続性（泌乳ピーク時の乳量を持続する能力）、粗飼料利用性（摂取した粗飼料を効率的に畜産物の生産に利用できる能力）に着目した改良を推進し、生涯生産性の向上を図っていく。併せて乳器及び肢蹄の改良による生涯生産性の向上にも努める。

④ 和牛の生産性の向上

和牛の改良については、生産コストを抑えるため、現状の脂肪交雑を維持しつつ、早期に十分な体重に達し適度な脂肪交雑が入り、飼料利用性が高いといった種畜の改良を進め、繁殖性に優れ、生涯生産性の高い繁殖雌牛の選抜・利用を推進する。また、こうした遺伝的能力を十分に発揮するための適切な飼養管理技術の改善による事故率低下、肥育期間の短縮等を推進する。

⑤ 畜産新技術の活用による生産性向上

酪農経営において優良な後継牛の効率的な生産を推進するため、性判別精液の利用や性判別済受精卵の活用を推進していく。

(6) 家畜衛生対策の充実・強化等

慢性疾病を含めた家畜の伝染性疾病に対しては、発生の予防及び発生時におけるまん延防止や清浄化に向け、的確な防疫措置を講じるとともに、病性鑑定機能の充実・強化、生産衛生管理体制の整備等を推進していく。また、国、関係機関と連携して、サーベランス体制の強化と危機管理体制を整備する。

生産段階における衛生管理の徹底、H A C C P 手法の普及及びポジティブリスト制度への適切な対応等の取組を推進する。畜産物への信頼・安心を確保するため平常時から関係者間での的確なリスクコミュニケーションを行うとともに、県民に正確でわかりやすい情報を多様な媒体を通じて迅速に提供する。

(7) 畜産物の高付加価値化・ブランド化

機能性等新たな価値を附加した商品の開発・普及に取り組み、地域の特色ある畜産物づくりとして、放牧によって機能性成分の含有量の高まった牛乳等、飼養管理方法の変更や自給飼料等の地域資源を活用することにより新たな価値を附加した特色ある商品開発を推進するとともに、PRや認証制度の活用等によりその普及を図っていく。

(8) 加工・流通の合理化

生乳流通の合理化においては、指定生乳生産者団体の一層の機能強化と生乳流通コストの低減を支援していく。

牛肉の流通については、食肉流通センターにおける部分肉流通の向上を図り、実需者のニーズに応じた、きめの細かい処理加工への取引を推進していく。

6次産業化を目指す生産者の取組を後押しするため、流通面での必要な改善等について検討を行っていく。

(9) アニマル・ウェルフェアへの対応

日々の観察や記録、家畜の丁寧な取扱い、良質な飼料や水の給与等の適正な飼養管理の励行により、家畜を快適な環境で飼うことは、家畜が健康であることによる安全な畜産物の生産につながるとともに、能力を最大限に発揮させることによる生産性の向上にも結びつくことから、今後、アニマルウェルフェアの考え方について共通理解の醸成、普及方策等について検討を行っていく。

4. 資源循環型で環境負荷軽減に資する自給飼料基盤に立脚した酪農及び肉用牛生産への転換

(1) 資源循環型社会への貢献

輸入飼料への依存体質から脱却し、自給飼料基盤に立脚した足腰の強い酪農及び肉用牛生産への転換を進めるとともに、家畜排せつ物の適正な管理・利用の促進、エコフィードの生産・利用の拡大により環境負荷の軽減に資する資源循環型社会の構築を図っていく。

(2) 自給飼料の利用拡大等

自給飼料の利用拡大を進めるため、地域の気象条件、土地条件に適応した飼料作物の生産利用の拡大や放牧の導入、コントラクターやTMRセンター及び公共牧場の活用等により飼料生産の外部化による省力化を図っていく。

(3) 農地や未利用地の有効活用等

① 飼料用稲（稲発酵粗飼料（稲WCS）、飼料用米）等の生産による水田の活用
飼料生産基盤として水田を有効に活用していくため、耕畜連携の下、稲発酵粗飼料や飼料米の生産拡大等を図っていく。併せて、多収米品種・栽培技術の普及による単収向上や低コスト技術の導入等による生産コストの低減、効果的な調製・給与技術の開発等を進めていく。

② 耕畜連携による資源循環

たい肥の施用による飼料用稲の生産及びその利用、たい肥と稻わら等の農場副産物との交換等による耕畜連携を強化し、地域での飼料生産やたい肥利用の促進を図っていく。その際、たい肥の需要者である耕種農家のニーズを的確に把握しニーズに即したたい肥を生産・供給するとともに、地域における関係団体の連携強化等、耕畜連携を強化する。

③ 草地基盤整備、優良品種の開発・導入等による効率的生産への転換

草地基盤整備や草地更新のほか、優良品種の導入や細断型収穫機の活用等の飼料生産技術の向上を推進し、単収の向上や土壌改良等による効率的かつ安定的な飼料生産を実現するとともに、栄養価等の品質の向上を図る。

また、多収性や持続性に優れる優良品種や効率的な飼料生産利用技術の開発・普及を推進する。

④ 放牧によるコスト低減とゆとりの創出

地域や畜産経営の条件に応じて、経営内における牧草地の活用や公共牧場の活用及び耕作放棄地、野草地等の低・未利用地等を活用した放牧を推進していく。

このため、放牧技術の改良を進めるとともに、地域において放牧技術の普及を推進する技術者の育成や耕種農家、畜産農家及び関係機関・団体の連携により、県内における放牧推進を図っていく。

⑤ 河川敷等未利用資源の活用

河川敷、林地を含めたあらゆる利用可能な土地や野草、綠肥、稻わら等の飼料資源について、飼料の生産・確保のため有効活用を図る。特に稻わらについて、効率的な生産・利用体制づくりを推進する。

(4) コントラクター、TMRセンター等飼料生産支援組織の活用

(飼料生産支援組織の育成及び高度化)

畜産経営の高齢化に伴う労働負担の軽減や自給飼料の生産拡大を図るために、コントラクターやTMRセンター等の飼料生産支援組織の活用による飼料生産の外部化を一層推進していく。

(5) 自給飼料利用畜産物の高付加価値化

自給飼料の品質の向上のための飼料生産技術の改良や、その飼料中の機能性成分の活用及び給与技術の改良を進め、自給飼料を利用して生産された畜産物の高付加価値化を推進する。

(6) エコフィード等の利用拡大

県内で排出される農場副産物、食品残さ等多様な飼料資源の活用を進めるため、畜産業と食品産業との連携等によるエコフィードの生産拡大を推進していく。

(7) 家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進

酪農及び肉用牛生産においては、海外からの輸入飼料に依存しているがこれを自給飼料に置き換える、家畜排せつ物の有効利用による資源循環型畜産を推進することが求められている。しかしながら、生産したい肥の全量を畜産経営において利用することは困難であることから、耕畜連携の強化を通じ、地域としてたい肥の利用が促進されるよう推進していく。

そのため、たい肥の成分分析の実施、需要者である耕種農家のニーズに合ったたい肥の生産方法と適切な施用方法の普及や、コントラクター等を通じた水田等へのたい肥の利用を推進する。

(8) 畜産経営に関する排水・悪臭防止対策

酪農及び肉用牛経営の規模拡大や地域における混住化が進む中で、畜産業の健全な発展とともに、大気・水・環境の保全を図る上から、畜産経営に関する排水・悪臭防止への対策を推進する。

5 消費者ニーズに応えた畜産物の生産・加工・流通と畜産に対する県民の理解の確保

(1) 畜産物に係る安全と信頼の確保

① 飼料及び動物用医薬品の安全確保並びに放射性物質検査

飼料・飼料添加物については、BSEの発生防止を図るための飼料原料、製造方法等についての規制、組替えDNA技術応用飼料等の安全性確認、飼料添加物の指定に関する規制等、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、販売業者の検査や飼料の使用者の検査を行う。

さらに、飼料用作物への農薬の使用に当たっては、ラベルに記載された農薬使用基準を遵守するよう啓発・指導を実施し、飼料用稻（稻発酵粗飼料、飼料用米）の生産に当たっては、「稻発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」（平成21年3月）及び「飼料用米の生産・給与技術マニュアル」（平成21年11月）に基づく適切な栽培管理の徹底を図り、これらを通じて、安全な畜産物の安定供給を推進する。

動物用医薬品については、薬事法（昭和53年法律第154号）に基づき安全性及び有効性を審査して品目ごとに承認が与えられた上で製造、輸入が行われており、販売、使用段階では薬事法に基づく要指示医薬品制度、使用規制制度等による適正使用の推進、県の薬事監視員を通じた監視指導を実施し、安全な畜産物の安定供給を確保する。

また、飼料や畜産物に対する食の安全・安心を確保するため、放射性物質の検査体制を整備すると共に、必要に応じて検査を実施し、結果を迅速に公表する。

② 産業動物獣医師の養成・確保

国内でのBSEや高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫の発生等により、安全で良質な畜産物の安定的な供給に関して、産業動物獣医師や公務員獣医師に対する県民の期待が高まっており、これら獣医師の果たすべき責任が増大している。

一方で、産業動物分野における獣医師の新規参入の減少や高齢化の進展により、今後、産業動物獣医師が減少するとともに、公務員獣医師についても確保が困難となる懸念が示されている。

このため、獣医系大学の学生が産業動物診療や家畜衛生行政にふれる機会を増大させること等により、産業動物分野及び家畜衛生公務員分野への就業誘引を図っていく。また、獣医師が口蹄疫等の家畜の伝染性疾病に的確に対応できるようするため、緊急時の防疫指導に係る知識や技術等の修得を得る機会を設け、サーベイランスにおけるデータ収集・処理、緊急時の防疫指導を実践する獣医師の養成を関係団体等と連携し推進する。

③ 飼養衛生管理の向上

農場において、有害微生物等による人の健康に影響を与えるリスクを低減し、我が国の畜産物の安全性を一層確保するとともに、家畜の伝染性疾病の発見・予防により、安全な畜産物を安定的に供給するため、「飼養衛生管理基準」（家畜の所有者が飼養に係る衛生管理の方法に関する遵守すべき基準）の遵守を徹底するとともに、農場段階におけるHACCP（危害要因分析・重要管理点）の考え方を取り入れた飼養衛生管理（農場HACCP）について、家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、地元の獣医師等が一体となった普及・定着等を推進する。

(2) 多様化する消費者・実需者ニーズを捉えた畜産物の消費拡大

消費者のライフスタイルの変化や健康志向の高まり、環境への配慮等といった多様なニーズや、加工用・業務用等の新たに拡大する用途・需要等にきめ細かく対応するため、消費者や実需者のニーズの把握をすることが重要となっている。

食育等を通じて、牛乳・乳製品の機能性・有用性等に関する正確な情報提供を行うとともに、消費者の多様なニーズに応じた消費拡大を推進していく。

牛肉については、黒毛和種や交雑種等品種毎の商品特性をわかりやすく消費者に情報提供を行っていく。

また、生産者、農業団体と需要者である学校給食、外食・中食事業者等との連携を通じた県産畜産物の利用拡大を図っていく。

(3) 食育等畜産や畜産物に対する県民の理解の確保

① 自給飼料基盤に立脚した県内畜産の推進

県内で酪農及び肉用牛生産を行い、自給飼料の生産・活用を図ることは、食糧安全保障へ貢献するだけでなく、地域経済の活性化、良好な景観の形成、県土の保全等多面的機能の発現に貢献していることから、これらの意義について幅広な情報発信に努め、県民に理解を求めていく。

② 畜産における食育等の推進

日常の食生活や生産現場での体験等を通じて食のあり方を考えることの重要性を踏まえ、畜産の分野においても、引き続き、食育の取組を推進していく。

このため、ふれあい牧場や産地交流会等の活動を通じ、子供たちや保護者に対する「食」や「生命」、「心」に関する教育の支援や、生産現場及び畜産物についての理解増進を進めていく。また、家畜衛生や生産段階で利用される技術等に関する情報を含め、インターネットや各種情報交流会等を通じて正確な情報を迅速に提供していく。

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在(平成20年度)					目標(平成32年度)				
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
山梨県	全域	頭 4,400	頭 3,560	頭 3,320	kg 7,630	t 25,320	頭 4,010	頭 3,200	頭 3,010	kg 8,400	t 25,300
合計		4,400	3,560	3,320	7,630	25,320	4,010	3,200	3,010	8,400	25,300

- (注) 1. 区域名は、第1の3の(3)に定めるところにより行った区域区分とし、区域の範囲は市町村をもって表示すること。また、以下の諸表における区域区分もこれと同じ範囲によること。
2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。
3. 「目標」欄には、計画期間の平成32年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成20年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。
4. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

区域名	区域の範囲	現在(平成20年度)							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
山梨県	全域	頭 8,030	頭 510	頭 2,650	頭 0	頭 3,150	頭 970	頭 3,910	頭 4,880
合計		8,030	510	2,650	0	3,150	970	3,910	4,880

- (注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。
2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。
3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

区域名	区域の範囲	目標(平成32年度)							
		肉用牛総頭数	肉専用種				乳用種等		
			繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	計
山梨県	全域	頭 8,400	頭 700	頭 3,000	頭 0	頭 3,700	頭 800	頭 3,900	頭 4,700
合計		8,400	700	3,000	0	3,700	800	3,900	4,700

III 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式

単一経営

方式名		経営概要									
		経営形態	飼養形態					飼料生産		ふん尿 処理方式	
経産牛 頭数	飼養方式		経産牛 頭数	飼養方式	外部化	給与方式	放牧利用 (うち放牧地)	作付体系	外部化		
家族経営技術高度化型	現在	家族	頭以上	繋ぎ飼い パイプライン	公共牧場 ヘルパー	分離	ha	混播牧草 トウモロコシ	WCS	ha	固液分離
	目標		50				()			1.5	
家族経営規模拡大型	現在	家族	40	繋ぎ飼い パイプライン	公共牧場 ヘルパー	分離	()	混播牧草 トウモロコシ	コントラクター WCS	4.0	固液分離
	目標		80				()			12.0	
家族経営規模拡大型	現在	家族	60	繋ぎ飼い パイプライン	公共牧場 ヘルパー	分離	()	混播牧草 トウモロコシ	コントラクター	16.0	ふん尿混合た い肥化
	目標		120				()			27.0	

(注) 「備考」欄には「方式名」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。

方式名		生産性指標						備考	
		牛		土・草					
		経産牛 1当たり 乳量	更新産次	10a当たり 生産量	経営内飼 料自給率	粗飼料 給与率	たい肥 利用方法		
家族経営技術高度化型	現在	kg以上	産次以上	kg以上	%以上	%以上	経営内利用 3割		
	目標			7,600 牧草 モロコシ 5,100	35	40			
家族経営規模拡大型	現在	7,600	4.1	牧草 モロコシ 4,000 5,100	35	40	経営内利用 2割		
	目標			8,400 牧草 モロコシ 4,300 5,400					
家族経営規模拡大型	現在	7,600	4.1	牧草 モロコシ 4,000 5,100	40	50	経営内利用 5割		
	目標			8,600 牧草 モロコシ 4,300 5,700					
家族経営規模拡大型	現在	7,600	4.1	牧草 モロコシ 4,200 5,300	40	50	経営内利用 3割		
	目標			9,300 牧草 モロコシ 4,300 5,400					

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営 (複合経営)

方式名		経営概要							
		経営形態	飼養形態			飼料生産			ふん尿 処理方式
飼養頭数	飼養方式		給与方式	放牧利用 (うち放牧地)	作付体系	外部化	作付 延べ面積		
規模拡大	現在	家族	頭以上	牛房 群飼	分離	ha ()	混播牧草	ha 0.5	ふん尿混 合堆肥化
	目標	家族	10 30	牛房 群飼	分離	WCS ()	混播牧草 トウモロコ シ	12.0	ふん尿混 合堆肥化

方式名		生産性指標								備考
		牛			土・草					
分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時 体重	10a 当た り生産量	経営内飼 料自給率	粗飼料 給与率	たい肥 利用方法			
規模拡大	現在	ヶ月 12.9	ヶ月 24.1	ヶ月 8.0	kg以上 260	kg以上 牧草4,100	%以上 35	%以上 70	経営内 利用	全域
	目標	ヶ月 12.5	ヶ月 23.5	ヶ月 8.0	kg以上 260	kg以上 牧草4,300 モロコシ5,400	%以上 70	%以上 80	経営内 利用	全域

(2) 肉専用種肥育経営

方式名		経営概要							
		經營形態	飼養形態			飼料生産			ふん尿 処理方式
			飼養頭数	飼養方式	給与方式	作付体系	外部化	作付 延べ面積	
技術化	現在	家族	頭以上					ha	
	目標	家族	100	牛房飼育	分離			2.5	ふん尿混合 たい肥化
			100	牛房飼育	分離	混播牧草 トウモロコシ	コントラクター WCS	5.0	ふん尿混合 たい肥化

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

方式名		生産性指標										備考	
		牛					土・草						
		肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体重	肉質等級	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率	たい肥利用方法		
技術化	現在	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg以上	kg以上	3,4等級以上	kg以上	%以上	%以上			
	目標	9.0	29.4	20.4	720	0.73	3,4等級以上		10	10			
		8.0	27.0	19.0	710以上	0.82以上	3,4等級以上	牧草4,300 モロコシ5,400	20	25	経営内利 用2割		

(3) 肉専用種繁殖肥育一貫経営

方式名		経営概要							
		経営形態	飼養形態			飼料生産			ふん尿 処理方式
			飼養頭数	飼養方式	給与方式	作付体系	外部化	作付 延べ面積	
繁殖肥育 一貫	現在 目標	家族 家族	頭以上 肥育100 肥育100 繁殖50	牛房群飼 牛房群飼 ワードバーン	分離 分離	混播牧草 トウモロコシ	コントラクター WCS	ha 9.0	ふん尿混合 たい肥化

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

方式名		生産性指標												備考			
		牛										土・草					
		分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時 体重	肥育開始 時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷 時体重	1日当たり 増体重	肉質等級	10a当たり 生産量	経営内飼 料自給率	粗飼料 給与率	たい肥 利用方法		
繁殖肥育 一貫	現在 目標	ヶ月 12.9 12.5	ヶ月 24.1 23.5	ヶ月 8.0 8.0	kg以上 260 260	ヶ月 9.0 6.0	ヶ月 29.4 25.0	ヶ月 20.4 19.0	kg以上 720 710以上	kg以上 0.7 0.82以上	3, 4等級 以上 3, 4等級 以上	kg以上 牧草4,300 モコシ5,400	%以上 10 25	%以上 10 30	経営内利 用4割		

(4) 交雑種肥育経営→肉専・交雑種肥育経営

方式名		経営概要								
		経営形態	飼養形態			飼料生産			ふん尿 処理方式	
飼養頭数	飼養方式		給与方式	作付体系	外部化	作付 延べ面積				
規模拡大 技術高度化	現在	家族	頭以上 交雑種 100	牛房 群飼	分離			ha 2.5	ふん尿混合た い肥化	
	目標	家族	交雑種 100 肉専 50	牛房 群飼	分離	混播牧草 トウモロコシ	コンタクター WCS	5.0	ふん尿混合た い肥化	
								12	ふん尿混合た い肥化	

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

方式名		生産性指標									備考
		牛					土・草				
肥育開始時月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷時体重	1日当たり増体重	肉質等級	10a当たり生産量	経営内飼料自給率	粗飼料給与率	たい肥利用方法		
規模拡大 技術高度化	現在	ヶ月 8.5	ヶ月 25	ヶ月 16.5	kg以上 711	kg以上 0.82	kg以上 B2, 3等級 以上	%以上 10	%以上 10		
	目標	ヶ月 7.0	ヶ月 23	ヶ月 16.0	780以上	1.09以上	牧草4,300 モロコシ5,400	25	30	経営内利 用4割	
		去勢25 雌27	去勢17 雌19		去勢700 雌654	0.90	3, 4等級 以上				

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 区域別乳牛飼養構造

区域名		① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②／①	乳牛頭数		1戸当たり 平均飼養 頭数 ③／②
					総数 ③	うち成牛 頭数 ④	
全域	現在	39,721	戸 91 (2)	% 0.23%	頭 4,400	頭 3,560	頭 48.4
	目標		戸 78 ()			3,200	
合計	現在	39,721	戸 91 (2)	% 0.23%	頭 4,400	頭 3,560	頭 48.4
	目標		戸 78 ()			3,200	

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

牛群検定への加入促進並びに受精卵移植技術等の活用により家畜改良を推進するとともに、各経営へのきめ細かい指導を行えるよう指導体制の一層の充実強化を図り、酪農経営における技術・経営能力の向上を推進する。

既耕地、耕作放棄地等を一体的に取り込んだ土地の集積・団地化を図り、耕種農家と連携した堆肥と飼料の生産・利用及び流通の利用体制を整備するとともに、コントラクターによる自給飼料の生産拡大に取組み、土地に立脚した循環型酪農を推進する。

飼養規模に応じ、搾乳ユニット自動搬送装置、搾乳ロボット、ほ乳ロボット等の新しい飼養管理技術の導入を推進し、作業の省力化及び生産性の向上を図る。

酪農ヘルパー、公共牧場、コントラクター等を活用し、ゆとりある酪農経営を実現する。

2 肉用牛

(1) 区域別肉用牛飼養構造

	区域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数								
					総数	肉専用種				乳用種等			
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種	
肉専用種繁 殖經營	全城	現在 目標	戸 39,721	戸 13 5	% 0.03%	頭 59	頭 59	頭 59	頭 59	頭 59	頭 59	頭 59	
	合計		39,721	13 5	0.03%	59	59	59					
肉専用種・ 交雑種肥育 經營	全城	現在 目標	39,721	70 (23) 62 (25)	0.18%	6,885	3,091	451 (267) 670 (473)	2,640 (631) 3,000 (720)	3,794	34	3,760 3,900	
	合計		39,721	70 (23) 62 (25)	0.18%	6,885	3,091	451 (267) 670 (473)	2,640 (631) 3,000 (720)	3,794	34	3,760 3,900	
乳用種肥育 經營	全城	現在 目標	39,721	3 3 ()	0.01%	1,086				1,086	936	150	
	合計		39,721	3 3 ()	0.01%	1,086				1,086	936	150	

(注) () 内には、一貫經營に係る分（肉専用種繁殖經營、乳用種・交雑種育成經營との複合經營）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

ア 肉専用種繁殖経営

繁殖経営については、県立八ヶ岳牧場より供給される妊娠牛の導入、受精卵移植技術の改善により効率的な後継牛の増頭を図る。牧場を積極的に活用し、繁殖成績の改善による生産性の向上、生産コストの低減、省力化を図る。

育種価を基に能力の高い繁殖雌牛を選抜し、受精卵移植技術を活用して、効率的な家畜改良を推進する。

利用可能な土地（耕作放棄地、転作田、野草地、林地等）を最大限に活用した放牧の拡大を図るとともに、コントラクターによるWCSの活用を推進する。

イ 肉専用種肥育経営

肥育経営については、経営拡大、一貫経営への移行、法人化等による経営体質の強化を推進する。早期出荷による肥育期間の短縮、食品製造副産物等の活用、事故率の低下等、生産性の向上を図るための取組を推進する。また、耕畜連携の下での国産稻わらの活用を推進する。

ウ 肉専用種繁殖・肥育一貫経営

肉専用種肥育経営において、県内からの肥育もと牛の安定的確保と肥育牛生産の効率化を図るため、繁殖・肥育一貫経営への移行を推進する。公共牧場を利用した繁殖牛の管理と自家生産での肥育もと牛の確保により、一貫経営のメリットを活かした生産コストの低減と収益性の向上を図り所得の確保を推進する。

エ 乳用種・交雑種肥育経営

乳用種肥育経営については、輸入牛肉の価格に最も大きな影響を受けることから、徹底した生産コスト削減が不可欠である。

食品製造副産物等の活用による飼料費の削減や、肥育期間の短縮、枝肉重量の増加等による生産性の向上を図る。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料需要見込量（目標年度）

区分		頭数 ①	1頭当たり年間必要量TDN量 ②	年間必要TDN量 ③=①×②	粗飼料給与率		粗飼料自給率	県内産飼料から供給されるTDN量				飼料自給率⑫ =⑪/⑬	現在の飼料自給率⑬	備考
					うち良質 ④	うち低質 ⑤		粗飼料	濃厚飼料⑩	計 ⑪=⑧+⑨+⑩				
乳牛	成牛	頭 3,200	kg 4,653	kg 14,889,600	% 60	% 0	% 65	kg 5,806,944	kg 0	kg 0	kg 5,806,944	% 39	% 33	
	育成牛	頭 810	kg 1,660	kg 1,344,600	% 75	% 0	% 80	kg 806,760	kg 0	kg 0	kg 806,760	% 60	% 33	
	計	頭 4,010		kg 16,234,200	% 61	% 0	% 67	kg 6,613,704	kg 0	kg 0	kg 6,613,704	% 41	% 33	
肉用牛	繁殖雌牛	頭 590	kg 1,230	kg 725,700	% 50	% 30	% 80	kg 290,280	kg 174,168	kg 0	kg 464,448	% 64	% 34	
	育成牛(後継牛)	頭 110	kg 1,679	kg 184,690	% 50	% 30	% 80	kg 73,876	kg 44,326	kg 0	kg 118,202	% 64	% 35	
	計	頭 700		kg 910,390	% 50	% 30	% 80	kg 364,156	kg 218,494	kg 0	kg 582,650	% 64	% 42	
	肥育牛	頭 3,000	kg 2,295	kg 6,885,000	% 10	% 5	% 30	kg 206,550	kg 275,400	kg 0	kg 481,950	% 7	% 5	
乳牛	乳用種	頭 800	kg 2,861	kg 2,288,800	% 10	% 5	% 30	kg 68,664	kg 91,552	kg 0	kg 160,216	% 7	% 5	
	交雑種	頭 3,900	kg 2,602	kg 10,147,800	% 10	% 5	% 30	kg 304,434	kg 405,912	kg 77,000	kg 787,346	% 8	% 5	
	計	頭 7,700		kg 19,321,600	% 10	% 5	% 30	kg 579,648	kg 772,864	kg 77,000	kg 1,429,512	% 7	% 5	
合計		頭 12,410		kg 36,466,190	% 34	% 3	% 61	kg 7,557,508	kg 991,358	kg 77,000	kg 8,625,866	% 24	% 21	

(注) 1. ①の頭数は、年間平均常時飼養頭数。

2. 育成牛は、繁殖用に供する目的で飼養しているもので繁殖雌牛以外をいう。

3. 粗飼料のうち、良質とは牧草・サイレージ等、低質とは稲わら等をいう。

2 飼料給与

(1) 飼料給与

	現在	目標
県内 産 飼 料	粗飼料	TDNkg 7,945,000
	牧草類（良質粗飼料）	TDNkg 7,097,000
	稻発酵粗飼料（WCS）	TDNkg 47,000
	野草	TDNkg 4,000
	稻わら	TDNkg 844,000
	その他	TDNkg 0
	濃厚飼料	TDNkg 77,000
	飼料用米	TDNkg 0
	エコフィード等	TDNkg 77,000
	その他	TDNkg 0
合計		TDNkg 8,022,000
県外 産 飼 料	粗飼料	TDNkg 9,405,122
	輸入品	TDNkg 8,225,513
	濃厚飼料	TDNkg 21,128,704
	飼料用米	TDNkg 0
	エコフィード等	TDNkg 82,000
	輸入品	TDNkg 21,046,704
合計		TDNkg 30,533,826
		TDNkg 27,841,190

(2) 具体的措置

エコフィードの飼料利用を促進するため、既に飼料化技術が確立しているブドウ酒粕、豆腐粕、ウィスキーパーク等を用いた飼料の利用拡大を図るとともに、新しい未利用資源の飼料化技術、TMRによる給与技術の実用化の推進を図る。

3 飼料供給計画
(1) 飼料供給計画

区域名	区分	現在(平成20年)											飼料供給地面積 ③=①+②×0.1	乳牛換算1頭当たり ④	飼料用米作付け面積			
		飼料作物の作付面積			放牧面積													
		田	畑	牧草地	計①	林地	野草地	小計②	田	畑	その他	計						
全域	飼料作物作付面積(ha)	64	11	165	871	1,100								1,100	0.2	0		
	野草地等面積(ha)						1.5	1.5	3	1.3	60	0	64	448				
	生産量(t)	2,847	221	8,170	41,808	52,825	12	12				0		2,240		0		
	生産量のTDN換算量(t)	511	47	1,443	5,142	7,097	2	2	4			0	4	844		0		
	10a当たり生産量(t)	4.4	2.0	5.0	4.8	4.8	0.8	0.8				0				0		
	10a当たりTDN量(t)	0.798	0.422	0.875	0.590	0.645	0.142	0.160				0				0		

(注) 1. TDN換算量(t)=生産量(t)×TDN(%)

TDN(%)は日本標準飼料成分表(2009年版)から抜粋。

2. 稲わらの面積の欄は利用面積、生産量の欄は飼料としての利用量。

3. ④=③÷乳牛換算頭数(乳牛飼養頭数+繁殖雌牛飼養頭数×0.7+繁殖雌牛以外の肉用牛飼養頭数×0.1)

区域名	区分	目標(平成32年)											飼料供給地面積 ③=①+②×0.1	乳牛換算1頭当たり ④	飼料用米作付け面積	備考				
		飼料作物の作付面積			放牧面積															
		田	畑	牧草地	計①	林地	野草地	小計②	田	畑	その他	計								
全域	飼料作物作付面積(ha)	75	20	171	871	1,117								1,119	0.2	0				
	野草地等面積(ha)						5	10	15	5	70	0	90	513						
	生産量(t)	3,240	400	8,831	43,899	55,970	40	80				0		2,567		0				
	生産量のTDN換算量(t)	592	85	1,565	5,400	7,557	7	16	23			0	23	968		0				
	10a当たり生産量(t)	4.3	2.0	5.2	5.0	5.0	0.8	0.8				0				0				
	10a当たりTDN量(t)	0.789	0.425	0.914	0.620	0.676	0.142	0.160				0				0				

(注) 1. TDN換算量(t)=生産量(t)×TDN(%)

TDN(%)は日本標準飼料成分表(2009年版)から抜粋。

2. 稲わらの面積の欄は利用面積、生産量の欄は飼料としての利用量。

3. ④=③÷乳牛換算頭数(乳牛飼養頭数+繁殖雌牛飼養頭数×0.7+繁殖雌牛以外の肉用牛飼養頭数×0.1)

(2) 具体的措置

ア 稲発酵粗飼料や飼料用米等の飼料作物の作付け拡大

水田における稲発酵粗飼料等の飼料作物の作付拡大を図るため、関係機関が連携し、需給可能量を把握するとともに、多収性品種の導入と栽培技術普及により単収向上や低コスト生産と併せて品質の向上を図ることにより、地域の水田を活用した飼料作物生産システムの確立を目指す。

イ 飼料生産組織の育成や粗飼料の広域流通体制の構築

飼料生産に係る労力の軽減や低コスト化を図るため、コントラクター等の飼料生産支援組織の育成と定着を図り、地域内における飼料作物生産システムの確立を目指すとともに、耕種地帯で生産された飼料作物を広域流通させる拠点となるストックポイントの確保・整備を行い、効率的な粗飼料流通体制を構築する。

ウ 放牧の推進

公共牧場の利用を促進するとともに、経営内における放牧の推進を図るため、放牧管理、衛生対策及び放牧地の維持管理等総合的な指導・支援体制を整備し、本県の土地・自然条件に適応した放牧管理技術の確立・普及を図る。

また、耕作放棄地等を活用した肉用牛放牧について、地域における放牧技術を普及推進する技術者の育成や耕種農家、畜産農家及び関係機関・団体の連携により県内各地域における放牧推進体制の確立を図り、本県の肉用牛振興や農地の遊休化抑止に資する。

エ 国産稻わら等未利用資源の飼料利用拡大

稻わら等農業副産物や野草地など、各地域における未利用資源を飼料として有効活用が図られるよう、耕種農家と畜産農家双方の意向を把握しながら関係機関が一体となった仲介・斡旋活動をするとともに広域流通体制の整備を推進し、耕畜連携による資源循環型農業の推進を図る。

4 飼料基盤の確保等

(1) 飼料基盤の造成・整備計画

(単位：ha)

区域名	現在の飼料基盤面積				目標年度までの事業実施予定面積			
	牧草地	飼料畑	その他	計	造成	整備		
						牧草地	飼料畑	その他
全 域	880	220	3	1,103	—	20	—	—

(注) その他は、野草地や放牧に利用される林地等

(2) 具体的措置

酪農及び肉用牛経営の農地の集積・団地化の推進を図るため、農業基盤整備事業等や農地流動化施策等との連携を図りながら土地利用集積を推進するとともに、地域における耕作放棄地等の飼料畑としての利用を進めていく。また、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の推進を図るため、飼料基盤の確保を図る。

VI 集乳及び乳業の合理化並びに肉用牛及び牛肉の流通の合理化に関する事項

1 集送乳の合理化

生乳需給の安定を図るため、生産者団体の自主的な取り組みにより、需要に見合った生産を確保し、用途別供給を適切に実施するための計画生産を一層効果的に実施する。また、生乳生産者団体の広域化、生乳流通コストの低減を促進するため、関東ブロック内での需給調整体制等の推進、集送乳コストの低減、生乳の用途別供給の確保を図る。

更に、指定生乳生産者団体未加入農家に対する指導を徹底し、経営の安定化と生産者団体の組織強化を推進する。

2 乳業の合理化

(1) 乳業施設の合理化及び具体的措置

本県には大手乳業工場が存在せず、県産生乳のほとんどが県外で処理されているが、広域ブロック内での効率的な生乳の流通処理を図る。

また、県内で農協や生産者集団等が地域牛乳乳製品の処理・加工を行なう場合にあつては、処理施設の諸規模や稼働率等を十分に考慮した施設の整備を行う。

(2) 牛乳・乳製品の安全性の確保

牛乳・乳製品の品質の向上や安全性を求める消費者の要請に応えるとともに、乳業の発展基盤を構築するため、牛乳・乳製品の製造過程においてH.A.C.C.P手法の導入を推進する。

(3) 需要の拡大

消費者の健康志向、本物志向等のニーズに対応し、県産牛乳・乳製品の消費拡大を図るため、適正な情報の提供及び正しい知識の普及、啓発イベントの開催並びに付加価値を高めた県産特産品の開発等を推進する。

また、需要の伸び悩んでいる年齢層に着目し、牛乳の有する優れた効果についての知識の普及や新しい消費の提案等きめ細かな対策を展開し、学校給食用牛乳供給事業等の活用とあわせて、県産牛乳・乳製品の安定的な消費拡大を図る。

3 肉用牛及び牛肉の流通の合理化

(1) 家畜市場の再編整備と機能の高度化

ア 家畜市場の現状

名称	開設者	登録年月日	年間開催回数						年間取引頭数(平成20年度)						
			肉専用種		乳用種等			(参考)	肉専用種		乳用種等			(参考)	
			子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛		子牛	成牛	初生牛	子牛	成牛	子豚	
			回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	回(日)	頭	頭	頭	頭	頭	頭	
北部家畜市場	全国農業協同組合連合会山梨県本部	総和57年 11月1日	12	0	0	12	0	0	28	1	0	161 (161)	0	0	
計	1ヶ所														

(注) 1. 肉用牛を取り扱う市場について記入すること。

2. 初生牛とは生後1~2週間程度のもの、子牛とは生後1年末満のもの(初生牛を除く)、成牛とは生後1年以上のものとする。

3. 乳用種等については、交雑種は内数とし()書きで記入すること。

(2) 地域内一貫生産の推進

区分		現在(平成20年度)						目標(平成32年度)					
		①子牛生産頭数	生産子牛の仕向			肥育牛出荷頭数	①子牛生産頭数	生産子牛の仕向			肥育牛出荷頭数		
			県内仕向	②うち区域内仕向	県外仕向			県内仕向	②うち区域内仕向	県外仕向			
肉専用種	雄	195	175	175	20	90%	175	275	275	275		100%	275
		125	110	110	15	88%	110	175	175	175		100%	175
	計	320	285	285	35	89%	285	450	450	450		100%	450
乳用種	雄	480	240	240	240	50%	240	455	455	455		100%	455
		0	0	0	0	0	0	0	0	0		—	0
	計	480	240	240	240	50%	240	455	455	455		100%	455
交雑種	雄	975	585	585	390	60%	585	925	925	925		100%	925
	雌	975	585	585	390	60%	585	925	925	925		100%	925
	計	1,950	1,170	1,170	780	60%	1,170	1,850	1,850	1,850		100%	1,850
合計	雄	1,650	1,000	1,000	650	61%	1,000	1,655	1,655	1,655		100%	1,655
	雌	1,100	695	695	405	63%	695	1,100	1,100	1,100		100%	1,100
	計	2,750	1,695	1,695	1,055	62%	1,695	2,755	2,755	2,755		100%	2,755

(注) 子牛生産状況の変化、交通事情の改善等を勘案し区域区分を設けなくとも差し支えない。

(3) 牛肉の流通の合理化

ア 食肉処理加工施設の現状

名称	設置者 (開設)	設置 (登録) 年月日	年間 稼働 日数	と畜能力 1日当たり①		と畜実績 1日当たり②		稼働率 ②/① %	部分肉処理 能力1日当たり③		部分肉処理 実績1日当たり④		稼働率 ④/③ %
				うち牛	うち牛	うち牛	うち牛		うち牛	うち牛	うち牛	うち牛	
(株)山梨食肉流通センター	(株)山梨食肉流通センター	平成3年8月26日	224	700	200	270.3	107.6	39%	160	80	100.9	13.2	63%
計	1ヶ所		224	700	200	270.3	107.6	39%	160	80	100.9	13.2	63%

(注) 1. 食肉処理施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

2. 頭数は、豚換算(牛1頭=豚4頭)で記載すること。「うち牛」についても同じ。

イ 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分 区域名	現在(平成20年度)							目標(平成32年度)						
	出荷頭数 ①	出荷先			県外	②/①	出荷頭数 ①	出荷先			県外	②/①		
		県内	食肉処理 加工施設 ②	家畜市場				県内	食肉処理 加工施設 ②	家畜市場	その他			
全 域	頭 肉専用種 乳用種 交雑種 合 計	頭 1,525 720 2,790 5,035	頭 650 360 1,600 2,610	頭 0 360 1,190 2,425	頭 0 360 1,190 2,425	頭 875 360 2,900 5,410	% 43% 50% 57% 52%	頭 1,830 680 2,900 3,346	頭 1,220 276 1,850 0	頭 0 0 0 0	頭 0 0 0 0	頭 610 404 1,050 2,064	% 67% 41% 64% 62%	

(4) 県産牛肉の需要の拡大

消費者ニーズの多様化に伴い、それを的確に捉え、消費拡大に反映させていくことが必要となっている。県産牛肉については今後も適正表示の徹底を図り、県産牛肉の安全性を県民にPRし、銘柄牛肉の地産地消を推進していくとともに、県外でのブランド力の向上にも積極的な取り組みを進め、県産牛肉の消費拡大を図る。